

議案第二十七号

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十九年三月九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区国民健康保険条例の一部を改正する条例

港区国民健康保険条例（昭和三十四年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等」に、「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」、「同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項）」に改め、「附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の

金額」の下に「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八条第二項（同法第十二条第五項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。第十九条の二第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八条第四項（同法第十二条第六項及び第十六条第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第十五条の四第一号中「百分の六・八六」を「百分の七・四七」に改め、同条第二号中「三万五千四百円」を「三万八千四百円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・〇二」を「百分の一・九六」に、「百分の六十七」を「百分の六十六」に改め、同条第二号中「二万八百元」を「二万千百元」に、「百分の三十三」を「百分の三十四」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・一〇」を「百分の一・〇九」に、「百分の五十五」を「百分の五十三」に改め、同条第二号中「二万四千七百元」を「二万五千六百元」に、「百分の四十五」を「百分の四十七」に改める。

第十九条の二第一号中「また」を削り、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第三十五条の二第六項に規定する株式等」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等」に、「附則第三十五条の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五

条の三第十一項」を 附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第十五項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項)に改め、 附則第三十五条の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の下に 「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八条第二項に規定する特例適用利子等の額、同条第四項に規定する特例適用配当等の額」を加え、同号イ中 「三万四千七百八十円」を 「三万六千八百八十円」に改め、同号ロ中 「七千五百六十円」を 「七千七百七十円」に改め、同号ハ中 「二万九百二十円」に改め、同条第二号中 「二十六万五千円」を 「二十七万円」に改め、同号イ中 「二万七千七百円」を 「一万九千二百円」に改め、同号ロ中 「五千四百円」を 「五千五百五十円」に改め、同号ハ中 「七千三百五十円」を 「七千八百円」に改め、同条第三号中 「四十八万円」を 「四十九万円」に改め、同号イ中 「七千八十円」を 「七千六百八十円」に改め、同号ロ中 「三千六十円」を 「二千二百二十円」に改め、同号ハ中 「三千九百四十円」を 「三千百二十円」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区国民健康保険条例第十五条第一項、第十五条の四、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成二十九年度以後の年度分の保険料に

ついて適用し、平成二十八年度分までの保険料については、なお従前の例による。

説 明)

国民健康保険の保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第二十六号）の施行による国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料の減額措置を拡充する必要があるため、本案を提出いたします。